

市民の自主的な活動を支援 事業開始の1カ月前に申請を

市は、市の課題の解決につながる活動を行う市民活動団体に、事業経費の一部を補助します。

対象団体 市内に在住・通勤・通学する人や市内に事務所を持つ人で構成し、市内を中心に活動する3人以上の団体

営利・政治・宗教活動を目的とする団体などを除きます。

内容 下表のとおり

申請方法 市民参画課か市ホームページにある申請書を、事業開始の1カ月前までに提出してください

事業は、補助金交付の決定通知後に始めてください。

申請・問合せ先 市民参画課 (☎ 64・1314)

	自立促進型補助金 (はじめの一步補助金)	活動支援型補助金 (ステップアップ補助金)
対象団体	・設立から3年未満の団体 ・交付は1団体2回まで	・設立から3年以上経過し、補助金の交付を受けてから2年以上経過している団体
対象事業	・団体の自立促進に効果的な事業(会員募集の宣伝など)*1	・市の課題の解決などにつながる事業*1
対象経費	事業に必要な経費*2	
補助額	・対象経費の3分の2以内。 ただし、設立1年未満の団体は、対象経費の5分の4以内 ・上限50,000円	・対象経費の2分の1以内。 ただし、昨年度の全国大学まちづくり政策フォーラムin京田辺で入賞したアイデアに取り組む事業は、対象経費の3分の2以内。 ・上限100,000円

*1 ほかの補助金などの交付を受ける事業を除きます。
*2 光熱費など経常的な経費を除きます。



あなたの団体の仲間集めに 市ホームページでPR

市は、まちづくりのために自主的に活動する団体をホームページで紹介しています。あなたの団体のPRや、会員の拡大などに活用しませんか。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

対象団体 次のすべてに該当し、市内を中心に活動する3人以上の団体

▼まちづくりの推進・福祉・観光・環境保全などの活動を行っている

▼居住地にかかわらず入会できる

営利・政治・宗教活動などを目的としていないなど

内容 市ホームページに、団体(代表者名、所在地・活動内容・会員数などを掲載します)申請方法 市民参画課か市ホームページにある申請書に必要書類を添え、提出してください

申込・問合せ先 市民参画課 (☎ 64・1314)

広告

5月は 消費者月間 展示・講座

5月は消費者月間です。市は、同月間に合わせ、消費生活展・消費生活講座を開きます。

詐欺の手法や老人ホームの選び方など、役立つ情報が盛りだくさんです。身近なことから暮らしの安全・安心を考えましょう。

【消費生活展】
期間 5月16日(月)～20日(金)
時間 午前8時30分～午後5時15分

場所 市役所2階市民ロビー
内容 暮らしに役立つ情報展示・啓発グッズ配布

【消費生活講座】
日時 内容 下表のとおり
興味がある回だけの参加もできます。

場所 1・2回…社会福祉センター 3回…第3回：京都地方裁判所(バスで移動します)
定員 1回…60人 3回…26人

第3回は、すべての回に参加する人を優先します。

申込方法 申し込みは、電話・FAX・電子メールで、氏名・住所・電話番号・参加希望日・保育(第1・2回のみ。6カ月以上)の有無を連絡してください。電子メールは3日以内に返信がない場合は、問い合わせください

しめきり 5月27日(金)

申込・問合せ先 産業振興課 (☎ 64・100393 (住所不要)、☎ 64・1319 (FAX 64・13159、メールアドレス sangyo@kyotanabe.jp))

回	日時	テーマ・講師
1	6月10日(金) 午前10時～正午	交通安全と振り込めサギの防止～これが振り込めサギの手口だ!～ 田辺警察署 劇団 0110 番
2	6月17日(金) 午前10時～正午	知っておこう! 老人ホームについて～有料老人ホームの選び方～ (公)全国有料老人ホーム協会 入居相談室長の五十嵐さち子さん
3	6月24日(金) 午後0時30分～5時	京都地方裁判所見学～裁判傍聴と見学～ 京都地方裁判所 職員

ちょっと待った! その契約 実録 消費生活相談の現場より

投資の勧誘電話にご用心!

知らない会社から投資に関するパンフレットが届き、別の会社から「パンフレットが届いていませんか?」とでももうかる話です。「選ばれた人しか購入できない商品です。名義だけでも貸してもらえませんか?」などと電話がかかってきたことはありませんか?

また、老人ホームのパンフレットが届いた後に「入居権を譲ってもらえませんか?」という電話がかかってくることもあります。

思わず話を聞いてしまいそうですが、「名前を貸すだけ」と説明しておいて、後日「名義貸しは違法」と、お金を請求するのが一般的な手口です。

◎被害防止のポイント◎
このような電話がかかってきたら、相手にせず、すぐに電話を切ってください。

困ったときや心配なときは、消費生活センターに相談してください。

相談・問合せ先 消費生活センター (☎ 63-1240。平日午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く))

広告

行政情報を公開 情報公開・個人情報開示制度 気軽に利用を

市は、市民の知る権利を尊重し、行政情報を公開することで、行政の透明性を確保し、市政に対する理解や信頼を深めてもらうため、公文書や自己の個人情報の開示を行っています。

平成27年度中の利用状況を下表のとおりお知らせします。

気軽に利用してください。
問合せ先=総務室 (☎ 64-1337)

市は、オレンジルームでコーヒーを淹れるボランティアスタッフの養成講座を開きます。受講者には、おいしいコーヒーの淹れ方を専門家が丁寧に指導します。認知症の予防に効果があるといわれる

情報公開制度(公文書開示)の利用状況		
請求(申出)者数	27人	
開示請求(申出)件数	56件	
実施機関別の請求(申出)件数	市長部局	33件
	議会	7件
	教育委員会	6件
	その他機関*	10件
開示などの状況	開示	23件
	一部開示(一部不存在含む)	28件
	非開示	0件
	文書不存在	5件
不服申し立ての状況	0件	

個人情報開示等制度の利用状況		
請求者数	12人	
開示などの請求件数	開示	13件
	訂正・削除・利用などの中止	0件
実施機関別の請求件数	市長部局	12件
	議会	0件
	教育委員会	0件
	その他機関*	1件
開示などの状況	開示	1件
	一部開示(一部不存在含む)	8件
	非開示	0件
	文書不存在	4件
不服申し立ての状況	1件	

*選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会、固定資産評価審査委員会・水道事業管理者 消防長

広告



市は、オレンジルームでコーヒーを淹れるボランティアスタッフの養成講座を開きます。受講者には、おいしいコーヒーの淹れ方を専門家が丁寧に指導します。認知症の予防に効果があるといわれる

時間 午後2時～4時
場所 いきいきサポーターセンター
対象 市内に在住する65歳以上で、すべての回に参加できる人

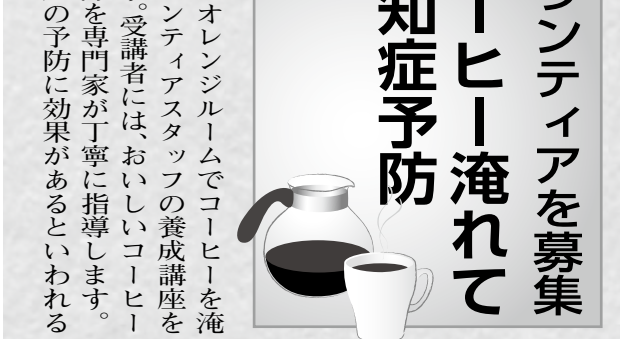
内容 おいしいコーヒーの淹れ方講座・コーヒーを飲みながら地域活動についての意見交換

定員 先着20人

申込方法 電話で申し込んでください

申込・問合せ先 地域包括支援センター あんあん市役所 (☎ 63・1268)

ボランティアを募集 コーヒー淹れて 認知症予防



市は、高齢者が集い、自由に交流する場として、オレンジルームを開設しています。駅から近く、立ち寄るのに便利な場所です。お茶を飲みながら同世代の人と会話を楽しみ、脳の活性化や生きがいづくりに役立てませんか?

場所 いきいきサポーターセンター(近鉄新田辺駅東側)

開設時間 平日午後1時～4時(年末年始を除く)

問合せ先 地域包括支援センター あんあん市役所 (☎ 63・1268)

市は、市営大住霊園の使用希望者を募集します。

場所 京田辺市大住小林16・1ほか

対象 次のすべてに該当する人

▼自宅に遺骨があり、火葬許可証の原本を持っている▼平成27年6月9日以前から本市に住居登録し、直系親族を代表して墓の祭祀(さいし)を主宰する▼墓地の使用許可日から3年以内に墓碑などを設置できる▼墓地使用料などを一括納入できる▼平成29年度以降の墓地管理料を金融機関の自動引き落としで支払うことができる

募集数 2区画(1区画は1.2m×1.2m。巻き石を含む)

多数の場合は、6月9日(木)午後1時30分から公開抽選を行います。

費用 (1区画) Ⅱ▼墓地使用料: 40万円
管理料(年額): 3千円

申込方法 環境課、北部・中部住民センター、三山福祉会館にある申請書に火葬許可証の原本を添え、持参してください

申込期間 5月9日(月)～20日(金)

申込・問合せ先 環境課 (☎ 64・1366)

広告

高齢者 登録者を募集 ボランティアで生きがいづくり

市は、福祉施設などでボランティア活動をする登録者を募集しています。

登録すると、活動実績に応じてポイントが付与されます。たまったポイントは、年間5千円を上限に換金できます。

あなたも、趣味や特技を生かして、ボランティアで生きがいづくりしませんか。

活動場所 市内の介護保険施設・障がい児(者)施設・子育て支援施設など

対象 市内に在住する60歳以上の人

要介護認定を受けている人を除きます。

内容 施設行事の手伝い、利用者の話し相手、趣味・特技の披露など(1回1.2時間程度)

【希望者は講習会の受講を】
登録には、講習会の受講が必要です。

日にち 6月14日(火)・9月12日(月)・12月6日(火)・平成29年3月3日(金)

時間 午後1時30分～4時
場所 市役所305会議室
内容 活動の進め方、認知症高齢者・障がいのある人・子どもへの接し方、個人情報の保護についてなど

申込方法 来庁か電話で申し込んでください

申込・問合せ先 高齢介護課 (☎ 64・1373)

おしゃべりで脳を元気に オレンジルームで交流を

市は、高齢者が集い、自由に交流する場として、オレンジルームを開設しています。駅から近く、立ち寄るのに便利な場所です。お茶を飲みながら同世代の人と会話を楽しみ、脳の活性化や生きがいづくりに役立てませんか?

場所 いきいきサポーターセンター(近鉄新田辺駅東側)

開設時間 平日午後1時～4時(年末年始を除く)

問合せ先 地域包括支援センター あんあん市役所 (☎ 63・1268)

市営大住霊園 2区画募集

市は、市営大住霊園の使用希望者を募集します。

場所 京田辺市大住小林16・1ほか

対象 次のすべてに該当する人

▼自宅に遺骨があり、火葬許可証の原本を持っている▼平成27年6月9日以前から本市に住居登録し、直系親族を代表して墓の祭祀(さいし)を主宰する▼墓地の使用許可日から3年以内に墓碑などを設置できる▼墓地使用料などを一括納入できる▼平成29年度以降の墓地管理料を金融機関の自動引き落としで支払うことができる

募集数 2区画(1区画は1.2m×1.2m。巻き石を含む)

多数の場合は、6月9日(木)午後1時30分から公開抽選を行います。

費用 (1区画) Ⅱ▼墓地使用料: 40万円
管理料(年額): 3千円

申込方法 環境課、北部・中部住民センター、三山福祉会館にある申請書に火葬許可証の原本を添え、持参してください

申込期間 5月9日(月)～20日(金)

申込・問合せ先 環境課 (☎ 64・1366)

広告